



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年3月26日（木）

問い合わせ先：人権政策・男女共同参画課

課長：榊原

担当：山口・大野

電話：829-1132

内線：2374

さいたま市パートナーシップ宣誓制度を開始します

さいたま市総合振興計画における人権尊重社会の理念に基づき、差別や偏見による困難に直面し、悩みや生きづらさを抱えている性的少数者を対象に、令和2年4月1日（水）から「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

これにより、宣誓された方が、自分らしく、安心して暮らせることを支援するとともに、性の多様性への理解促進を図り、一人ひとりを認めあい、互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を目指します。

1 開始日

令和2年4月1日（水）

2 制度概要

（1）パートナーシップとは

双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約した関係

（2）対象者

- ・成年であること
- ・市内に住所を有している又は市内への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は現にパートナーシップの関係がある者がいないこと
- ・2人の関係が近親者でないこと

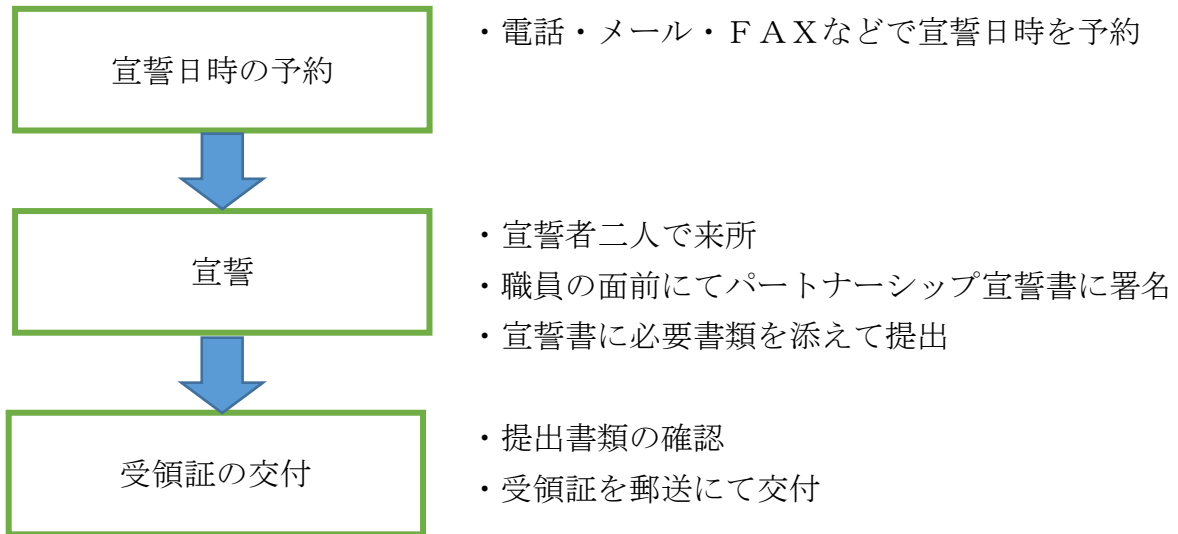
（3）宣誓に必要な書類

住民票の写し、戸籍抄本など

（4）本人確認方法

運転免許証やパスポートなどの提示

(5) 宣誓の流れ



3 宣誓の受付

(1) 受付（宣誓）場所

さいたま市男女共同参画推進センター(愛称「パートナーシップさいたま」)

(2) 受付（宣誓）時間

平日9時から17時15分まで（祝祭日、年末年始を除く）

(3) 予約方法

- ・電 話 048-643-5816
- ・FAX 048-643-5801
- ・メール danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp


4 根拠規定

さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

【参考】

パートナーシップ宣誓書受領証

表面

 **パートナーシップ宣誓書受領証**
さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 第 号

さいたま市長

裏面

この受領証は、さいたま市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。
この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合
様 様

年 月 日生 年 月 日生

特記事項